

概要

審査請求人に発症した「左眼裂孔原性網膜剥離」は、業務上の受傷によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成〇年〇月〇日、トラックの荷台から資材を下す作業の指示中に、左荷台のドアが強風に煽られて請求人の前頭部を強打した。

その2日後、左眼の視界が欠けてきたため、平成〇年〇月〇日、A病院に受診し「左眼裂孔原性網膜剥離」と診断され、同日、B病院に転医し「左眼裂孔原性網膜剥離、右眼周辺部網膜変性」と診断された。また、同年〇月〇日、B病院において「右眼裂孔原性網膜剥離」と診断された。

請求人は、これらの疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、平成〇年〇月〇日にトラック荷台ドアで前頭部を強打したことが原因で、左右の眼に裂孔原性網膜剥離が発症したと考える。

主治医が、災害と傷病との因果関係を完全否定していないのだから、業務外とした監督署長の判断に納得がいかない。

また、トラック荷台のドアが前頭部へ当たった際の衝撃は相当なもので、脳震盪を起こしてもおかしくない程であったのに、軽度と判断していることにも納得がいかない。

3 原処分庁の意見

(1) 左眼裂孔原性網膜剥離

本件災害と網膜剥離との因果関係について、A病院主治医は、因果関係は、不明であるものの、可能性は否定しておらず、B病院主治医も、稀なものであるが可能性は否定していない。いずれの医師も因果関係を否定はしていないが、それを積極的に肯定するものではなく、本件災害によって網膜剥離が発症する蓋然性が高いとは認められない。また、B病院主治医の意見から、初診時において網膜変性が認められており、請求人の左眼は加齢性変化が進行していたところに、本件災害が誘因として作用したに過ぎず、本件災害と網膜剥離との間に相当因果関係は認められない。

なお、眼球への衝撃の程度について、請求人は相当な衝撃があった旨を申し立てているが、A病院及びB病院主治医の意見からは、初診時に外傷及び他の症状が認められないこと、請求人自身が外傷の存在を否定していることから、その衝撃の程度は軽度と判断した。

(2) 右眼裂孔原性網膜剥離

B病院主治医の意見からは、「右眼周辺部網膜変性」と診断された平成〇年〇月〇日の時点において網膜剥離は認められておらず、2か月後の同年〇月〇日になって初めて診断されたもので、本件災害との因果関係は認められない。

(3) 以上のことから、本件災害により両眼に発症したとする網膜剥離については、業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、トラック荷台のドアにより前頭部を強打し、その後、「左・右眼裂孔原性網膜剥離」を発症していることから、当該疾病が本件災害に起因するものであるか否かについて、以下検討する。

(2) 左眼の網膜が裂孔し網膜剥離に至ったのは、平成〇年〇月〇日の災害によるものなのか検討すると、B病院での初診日において、請求人には加齢性変化とされる左眼格子状網膜変性、後部硝子体剥離が認められており、網膜裂孔や網膜剥離の原因となる基礎疾患を有していたものであるが、主治医D医師、E医師は、網膜変性を基礎としたうえで、本件災害により左眼の網膜が裂孔し網膜剥離に至った可能性を所見している。

また、鑑定医C医師の鑑定意見書においても、「左眼格子状網膜変性が外傷により網膜裂孔になり、網膜剥離に至った可能性を否定することはできない。」と記載され、

「前頭部のやや左寄りを強打とあるが、その衝撃による外力によって左眼網膜が牽引され裂孔を起こし、左眼網膜剥離を発症したものと考えられる。」と、本件の衝撃の程度を考慮したうえで、医学的に本件災害と左眼の網膜裂孔及び網膜剥離との因果関係を認めているものである。

さらに、請求人は平成〇年〇月〇日の災害の２日後から左眼の視界が欠ける症状を自覚しているが、主治医D医師は、「周辺部の裂孔なので受傷の二日後に症状が出現することはない。」と所見し、鑑定医C医師の鑑定意見書においても、「災害から症状出現までの期間については、左眼網膜の裂孔発生後、徐々に剥離が広がり、症状が出現したものと考えられる。」と記載され、本件災害から症状出現時期までの時間的な妥当性も認められている。

以上によると、請求人に発症した左眼裂孔原性網膜剥離については、基礎疾患の網膜変性による癒着部が本件災害による外力によって牽引された結果、網膜裂孔を起こし、網膜剥離に至ったものであり、基礎疾患の自然経過を超えて著明に増悪させたと認められることから、業務上の事由によるものと判断する。

- (3) 「右眼裂孔原性網膜剥離」と本件災害との因果関係については、主治医D医師は、「〇月〇日の時点で右眼網膜剥離は認めなかったため、受傷と右眼裂孔原性網膜剥離は関係ない。」と所見し、鑑定医C医師の鑑定意見書においても、「平成〇年〇月〇日にB病院眼科にて実施された眼底検査によると、右眼の網膜に裂孔及び剥離は認められない。平成〇年〇月〇日の時点で右眼の網膜に裂孔及び剥離の所見はないので、〇月〇日の本件災害により発症したものではなく、網膜変性の進行によるものと考えられる。」と記載されている。当審査官としても、平成〇年〇月〇日実施の眼底検査において右眼の網膜に裂孔及び剥離が認められないことからすると、平成〇年〇月〇日の本件災害と平成〇年〇月〇日に診断された右眼裂孔原性網膜剥離との因果関係は認められず、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

- (4) なお、右眼周辺部網膜変性については、主治医のD医師は、「受傷と右眼周辺部網膜変性の関連はない。」と所見し、鑑定医C医師の鑑定意見書においても、「右眼周辺部網膜変性については、加齢変化や近視によるものであり、〇月〇日の本件災害との因果関係はない。」と記載され、平成〇年〇月〇日の本件災害との因果関係は否定されているものである。

以上のことから、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分のうち、左眼裂孔原性網膜剥離に係る分は取り消さなければならぬが、その余の分に係る処分は妥当である。